

○厚生労働省告示第二百十六号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月一日

厚生労働大臣 細川 律夫

別表第1の1中(180)を(182)とし、(91)から(179)までを(93)から(181)までとし、(90)を(91)とし、その次に次のように加える。

(92) ヨリアムズ（ヨリアムズ）

別表第1の1中(89)を(90)とし、(80)から(88)までを(81)から(89)までとし、(79)の次に次のように加える。

(80) ヨリアムズ